

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道夕張郡由仁町

2 構造改革特別区域の名称

風薫る福祉輸送ユニ特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道夕張郡由仁町の全域

4 構造改革特別区域の特性

由仁町は、北海道の中央西南部に位置し、東西8km、南北32kmと細長く、南から北にかけては夕張川が流れ、南東部の森林地帯は夕張山地に属し、西部には馬追丘陵が広がる人口6,716人(平成17年9月30日現在)で、農業を主産業とし、ハーブをキーワードとした町づくりをしている。

近隣市町村への主な移動手段は自家用車を中心としており、自家用車での移動が困難な方については、公共交通機関である鉄道(JR室蘭本線、JR石勝線)路線バスを利用することになるが、運行本数が十分でないことや乗降場所も限られているなど十分な利便性は確保されていない。また、路線バスの路線以外を運行している町内循環バスについても運行本数が少なく、乗降場所も限定されており、さらにハイヤー会社1社が営業を廃止したことなどにより、移動が困難な方の外出機会が失われることが多くなっている。

本町の65歳以上人口は2,006人で高齢化率は29.9%(平成17年9月30日現在)と北海道平均の20.9%、を大きく上回っている。また、独居高齢者428人、高齢夫婦世帯が316世帯で、高齢者人口の52.8%にあたる1,060人が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者451人、知的障害者63人(内18歳未満7人)、精神障害者22人が町内で生活しており、移動に制約を受ける方が年々増加し、その支援策が急務な状況となっている。

(1) 身体機能の低下や障害により単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の14.8%が要介護(支援)認定を受けており、在宅においては157人(高齢者人口比7.8%)が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の79.0%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン型等の一般車両による輸送でも対応が可能である。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年9月30日現在）

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号保険者	51	89	39	42	43	26	290
65～74歳	14	10	3	10	6	3	46
75歳以上	37	79	36	32	37	23	244
第2号保険者	2	2	0	1	1	0	6
総数	53	91	39	43	44	26	296

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年9月30日現在）

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号保険者	33	61	30	21	11	1	157
第2号保険者	0	2	0	0	1	0	3
総数	33	63	30	21	12	1	160
（再掲）	126（78.8%）			34（21.2%）			100%

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は451人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は288人、視覚障害者は30人を数える。高齢者と同様に、路線バス、鉄道などの公共交通機関の利用が不便であり、多くの者は通院等などに家族などの協力を得なければならない状況にある。

重度の肢体不自由障害者については車椅子等の対応ができる福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者については、セダン型等の一般車両による対応でも十分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成17年9月30日現在）

単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	51	10	0	55	0	116
2級	60	7	11	0	1	79
3級	54	2	5	12	2	75
4級	68	3	13	13	0	97
5級	40	4	1	0	0	45
6級	15	4	20	0	0	39
計	288	30	50	80	3	451

知的障害者

知的障害者は63人（平成17年9月30日現在）、うち在宅の知的障害者は30人を数える。このうち、当町に隣接する長沼町に所在する社会福祉法人が持つ当町に所在する知的障害者更生施設分場に3人が通所しており、その他は家族と同居またはグループホームなどで生活しながら、通所で更生施設を利用して自立訓練を行っている。

支援費制度の居宅支援サービスの利用者は9人いるが、それぞれ慣れ親しんだホームヘルパーにより社会参加のための移動支援や通院などの援助を受けている。

知的障害者は、介護者や環境の変化によりパニックに陥る場合があり、特に重度の方は公共交通機関の利用も単独では困難であるため、通院などの輸送についても、できる限り環境を変えないように配慮する必要がある。このため、体の障害を併せ持つ方については、肢体不自由障害者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、体に障害のない重度の知的障害者については、セダン型の車両でも充分対応が可能であることから、社会福祉法人等による福祉有償運送における使用車両もセダン型等に拡大し、慣れ親しみ知的障害者の状態を熟知したホームヘルパーが運転、介助することにより安心してサービスが受けられることが必要である。

居宅支援サービス利用者数（平成17年9月30日現在） 単位：人

区 分	障害区分別			
	重度	中度	軽度	計
ホームヘルプ	0	1	2	3
短期入所	1	1	0	2
グループホーム	0	0	3	3
デイサービス	1	0	0	1

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、63人（平成17年9月30日現在）である。ひきこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様である。そのため、移動手段の車両もセダン型で十分対応が可能な方もいることから、福祉車両のほかにセダン型に使用車両を拡大し、特定のヘルパーによる輸送サービスを可能とし、通院や社会参加の機会を増やすことが必要である。

（2）公共交通機関の状況

路線バス

㈱北海道中央バスが通勤時間帯を除き、本町と岩見沢市との区間を約2時間以上の間隔で、また、夕張鉄道㈱は夕張市と札幌市の区間を約1時間間隔で運行しているが、バス停留所までの移動の確保ができておらず便数も制限され、ノンステップなどの装備のないバスなどが使用されていることから、移動制約者が利用しやすい環境になっていない。

町内循環バス

町内循環バスは、㈱北海道中央バスの廃止路線の代替バスとして、1路線で、1日1往復しか運行しておらず、リフトやノンステップなどの装備がない通常のマイクロバ

スで、高齢者や障害者の移動制約者に特段の配慮をした対応はできていない。また、自家用車の普及により高齢者等のいない世帯では、町内循環バスを利用することがほとんどなく、利用者が年々減少している状況にあることから、平成18年3月31日をもって廃止となる。

鉄道

由仁、古山、三川の3駅を配するJR室蘭本線は、岩見沢市～由仁町～苫小牧市を1日7往復運行し、川端駅を配するJR石勝線は、1日5往復運行しているが、いずれも駅舎は無人でバリアフリー化されておらず、乗降の介助が必要な移動制約者の利用は困難な状態であり、また、駅までの交通機関も確保されていない。

タクシー事業者

平成16年3月まで町内には2社のタクシー事業者があったが、現在は(有)由仁ハイヤー1社のみ7台の営業で、介護タクシーの営業許可は取得していない。また、近隣町村にも介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者が1社しかなく、車両も1台でのみの営業であり、本町の希望者が利用できるまでの状況にはない。

(3) ボランティア運送の実績事業者

介護保険制度の施行後も民間事業者の参入がなく、町内では社会福祉協議会で指定を受けた1訪問介護事業所が福祉車両を所有するのみであり、移動制約者のニーズに十分対応できていない。そのため、今後、増加が予想される移動制約者に十分対応できるよう、セダン型の一般車両も使用した運送体制を整備することが必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

由仁町では、「高齢者や障害者の方々ができる限り住みなれた地域で安心して生活することができるまちづくり」を基本理念として、保健・福祉・医療サービスの各種福祉施策に取り組んでいるところであるが、本町は近隣市町村と比較して人口に占める高齢者の比率が高く、その傾向は今後も続くものと予想される。

そのため、特に重要となるものが移動制約者に対する運送サービスであるが、現在、その体制は十分整っておらず、利用を希望する方のニーズには応えられていない。また、農村地区においては、通学においても自家用車を利用している方も多いなど、公共交通機関の利便性が確保されているとは言えず、高齢者等においては、運送サービスの体制整備が急務となっている。

このような状況から、社会福祉法人等における福祉車両による有償運送のみでなく、要介護度の低い高齢者や障害の程度の軽い障害者等の輸送で求められているセダン型等の一般車両を使用することにより多くの移動制約者に対するサービス提供が可能となり、在宅生活を支援することができ地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

町内の高齢者、障害者等の移動制約者への移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することによって、自立と社会参加の機会を増やし家族等介護者の負担を軽減する。また、社会福祉協議会のみならず NPO 法人等ボランティア団体による事業参入や活動の活性化を促し、地域における福祉サービス体制を強化する。こうして、由仁町の町政運営の指針となる第 4 次由仁町総合振興計画の保健福祉分野の基本テーマである「健康と安心のまちづくり」の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送のセダン型車両への拡大により、高齢者や障害者など移動制約者の通院及び由仁町健康元気づくり館を始めとする周辺施設での健康づくり事業、さらに文化活動事業など社会参加を積極的に行える外出支援の体制が充実され、これにより、介護保険及び支援費制度における介護予防等の効果も期待でき、安心して住みなれた地域で自立した生活を維持することができる。また、家族等における介護負担の軽減も図られ、介護者の就労機会の促進が見込まれる。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 町内循環バス運行事業

実施主体：由仁町

対象者：町民（利用制限なし）

内容：路線バス区間以外の利用者の移送

利用料：300円（小学生以下150円）

但し、身体障害者手帳の交付を受けた方及び第1種障害者の介護人の方は無料

運行回数：1日 2便

運行車両：マイクロバス（定員26名）

運行业務：(有)由仁ハイヤーに委託

平成18年3月31日で事業を廃止

(2) 福祉タクシー利用料金助成事業

実施主体：由仁町

対象者：町内に住所を有する者で、身体障害者手帳の交付を受けた方で、障害程度が1級又は2級である者

内容：福祉タクシー利用券を年24回枚交付（1枚当たりの料金は、初乗り料金）

利 用 料：利用 1 回当たり初乗り料金を超えた場合は、自己負担
車 両：タクシー事業者車両
平成 1 6 年度利用者：利用券交付者 4 8 人（うち利用者 4 4 人）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実現を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

由仁町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が由仁町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。しかし福祉車両については、車椅子等を使用する重度の移動制約者を優先せざるを得ない状況で、車椅子等を使用しない軽度の移動制約者の増加には対応しきれない現状にある。そこで使用車両をNPO等が所有するセダン型車

両にまで運用の拡大を図ることにより、高齢者や障害者の通院や社会参加が希望に即した対応ができるよう改善していく。

(2) 由仁町福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による由仁町福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は由仁町保健福祉課に置く。

運営協議会の構成等

運営協議会は、由仁町が主宰し、構成員は次のものとする。

- ・医療機関 由仁町立病院
- ・地域住民 自治区代表
- ・関係団体 由仁町社会福祉協議会、由仁町高齢者事業団、由仁町老人クラブ、由仁町身障福祉協会の代表
- ・運送事業者 有限会社由仁ハイヤー代表
- ・官公庁 北海道運輸局札幌運輸支局
- ・町関係者 町長が指名する職員

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

由仁町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的として活動を行うものに限る）、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた方及び介護者とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第4条にいう「身体障害者」

その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により独立した移動が困難なため、単独では公共交通機関を利用することが困難な方。

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。